

労働法」と労働者の闘い・権利確立（第34回）

2020年8月19日

(レポーター) 本村 充

◇ 労働者災害補償保険法

■業務災害に関する保険給付

8、遺族補償給付

(11) 遺族補償年金前払一時金

①制度趣旨

遺族補償年金前払一時金とは、遺族補償年金の受給権者の請求により、給付基礎日額の1000日分を上限として、その選択する額を前払するものである。労働者が死亡した場合に一時的にまとまった資金を必要とする遺族を援助しようとする趣旨である。

②請求

原則 → 遺族補償年金の請求と同時にわなければならない。

例外 → 遺族補償年金の支給決定の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該年金の請求後においても請求できる。

③同一の事由に関し1回限り行うことができる。したがって、既に前払一時金を請求されている場合、転給によって新たな受給権者となった者は遺族補償年金前払一時金を請求できない。

④55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の場合、60歳に達するまで遺族補償年金は支給されないが(支給停止)、条件を満たせば遺族補償年金前払一時金はその請求にもとづき支給される

⑤額

給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分のうち、受給権者が選択する額が支給される。

⑥遺族補償年金の支給停止

遺族補償年金前払一時金の支給を受けた場合、各月に支給されるべき年金額(前払一時金が支給されてから1年経過後の分については、年5分の単利で割り引いた額)の合計が、当該前払一時金の額に達するまで、遺族補償年金は支給停止される。

ポイント→「年5分の単利で割り引いた額」⇒ 前払一時金が支給されて1年経過後からの分は、元本に5%の利子が必要ということ。実際には、金銭消費貸借契約(民法)ではないので利子を直接徴収することはできず、そこで、本来支給されるべき額からその利子分を差し引いて、その合計額がすでに受け取った遺族補償年金前払一時金の額を超えるまで支給停止という措置が取られている。これは、前払一時金の支給を受けた者が失権して、転給により新たな受給権者になつても引き継がれる支給停止事項である。

⑦遺族補償年金前払一時金が支給されたことにより遺族補償年金が支給停止されている場合は、次の給付は行われない。20歳前の傷病による障害基礎年金・旧国民年金法の規定による老齢福祉年金等・児童扶養手当法の児童扶養手当等。

⑧遺族補償年金の受給権者が、遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため遺族補償年金の支給を停止され、支給停止が満了する前に失権した場合、転給後の受給権者はその期間が満了するまで、遺族補償年金の支給が停止される。

(11) 遺族補償一時金

①制度趣旨

遺族補償一時金は、遺族補償年金の受給権者がいない場合又は遺族補償年金の受給権者がすべて失権(早期失権)した場合に、別途遺族の範囲を定め、労働基準法上の遺族補償の額(平均賃金の1000日分・労災保険法の場合は給付基礎日額の1000日分)に達していない場合にその差額を遺族に一時金で支給するという趣旨。

②支給事由及び支給額

- ・労働者の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合 → 給付基礎日額の1000日分が支給される。
- ・遺族補償年金の受給資格者がすべて失権したときに、受給済みの遺族補償年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が給付基礎日額の1000日分以下の場合 → その差額が支給される。

ポイント → 給付基礎日額の1000日分 ⇒ 今までに支給された遺族補償年金と一時金の合計額

- ・遺族補償一時金の受給権者には、特別支給金である遺族特別支給金(遺族補償年金の受給権者がいない場合)とボーナス特別支給金である遺族特別一時金も支給される。

③受給資格者・受給権者

遺族補償一時金の受給資格者は、次に掲げる遺族であって、遺族補償年金について受給資格のない者又は失権・失格した者である。

遺族補償一時金の受給権者となるのは、これらの者のうちの最先順位者である。

順位	受給資格者の範囲
1	配偶者
2	労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母
3	労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していない子、父母、孫、祖父母
4	兄弟姉妹

ポイント → 兄弟姉妹は、生計維持の有無にかかわらず、遺族補償一時金の受給資格の順位は、最後位となる。

ポイント → 遺族補償年金の受給資格者より範囲が広い。例えば ⇒ 労働者の死亡当時の遺族が54歳の父のみの場合・年金の受給資格者に不該当だが、一時金の受給資格者には該当し、一時金は支給される。

ポイント → 同様に、遺族補償年金の受給資格者であった妻が婚姻によって失権した場合でも、遺族補償一時金の受給資格者となる。

(12) 受給資格の失格(法16条の9)

労働者を故意に死亡させた者は、遺族補償給付を受けることができる遺族としない。

2、労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3、遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

4、遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

(13) 葬祭料(法 17 条)

葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。

①支給事由

葬祭料は、業務災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に対して、その請求に基づき支給される。

ポイント → 葬祭を行う者(=葬祭を行う者と認められる者) ⇒ 通常は遺族。遺族がいない場合は、現実に葬祭を行った者に支給される。

②支給額

次のうち、いずれか高い方の額が支給される。

イ、315,000 円+給付基礎日額の 30 日分 (原則)

ロ、給付基礎日額の 60 日分 (最低保障)

■通勤災害に関する保険給付

(1) 保険給付の種類

業務災害に関する保険給付から「補償」の文字を取り除くとそのまま通勤災害の保険給付となる。例えば、業務災害の「療養補償給付」から「補償」の文字を取り除き「療養給付」とすると通勤災害となる。例外は「葬祭料」、通勤災害では、「葬祭給付」である。

ポイント → 通勤災害に関する保険給付は、労働基準法の災害補償責任を基礎とするものではないとして、「補償」という文字が使わないとされる。

ポイント → 保険給付は、業務災害と同水準。

ポイント → 「療養給付」について、一部負担金が徴収される。(『療養補償給付』には一部負担金はない)。

ポイント → 「休業給付」に関して、待期期間 3 日間について事業主の保障義務はない。(労働基準法第 76 条の『休業補償』の適用はない)。

⇒労基法第 76 条・労働者が前条の規定(⇒業務災害)による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の休業補償を行わなければならない。

ポイント → 通勤災害による休業には、労働基準法第 19 条の解雇制限の適用はないので、「傷病年金」を打ち切り補償とはみなさない。(対象外)。

⇒ これらの場合は、一定期間休職しても復職できない状況であれば、打切補償を支払わなくても解雇が可能とされる。

②一部負担金

通勤災害による「療養給付」を受ける場合には、一部負担金が徴収される。

・徴収額・200 円(健康保険法に規定する日雇特例被保険者は 100 円)。

ポイント → 一部負担金は、「療養給付」のみ徴収される。

③一部負担金が徴収されない者

次のものからは、一部負担金を徴収しない。

- イ、第三者の行為によって生じた事故(⇒交通事故等)により「療養給付」を受ける者。
 - ロ、療養開始後 3 日以内に死亡した者その他「休業給付」を受けない者。
 - ハ、同一の通勤災害に係る「療養給付」についてすでに一部負担金を納付した者。
- 二、特別加入者(通勤災害の適用が認められる者からも徴収しない)。
- ⇒一定の条件のもとで加入できる中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者
- ④徴収方法
- 労働者に支払うべき「休業給付」の額から控除することができる。

■二次健康診断等給付

①制度趣旨

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された労働者に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の予防を図るために医師等による特定保健指導を、労働者の負担なく受けることができる新しい制度(平成 13 年に制度化)。⇒ 「過労死」等の予防。

②支給要件

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」等)において、「過労死」等(業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生)に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付する。

(要件)

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、次の 4 つのすべての検査について異常があると診断された場合に受けることができる。(ただし、労災保険制度に特別加入されている者及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している者は除く)。

イ、血圧の測定 ロ、血中脂質検査 ハ、血糖検査 二、BMI(肥満度)の測定

ポイント → 支給形態は、現物給付のみ。

ポイント → 特別加入者は、労働安全衛生法の適用がないため、二次健康診断等給付の対象外とされている。

ポイント → 要治療(既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している者)と認められる労働者については、二次健康診断等給付ではなく、労災保険の療養補償給付または健康保険の保険給付が行われる。

③二次健康診断等給付の範囲(法 26 条 2 項・3 項)

二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

1、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査(前項に規定する検査を除く。)であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(1 年度につき 1 回に限る。以下この節において「二次健康診断」という)。

ポイント → 二次健康診断は、1 年度につき 1 回に限る。

2、二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るために、面接により行われる医師又は保健師による保健指導(二次健康診断ごとに一回に限る。次項において『特定保健指導』という)。

ポイント → 特定保健指導は、二次健康診断ごとに一回に限る。

ポイント → 特定保健指導は、①栄養指導、②運動指導、③生活指導のすべてを行うもので

ある。

3、政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

ポイント → 既に「要治療」と認められる労働者については、療養を行うため、特定保健指導は行われない。

④二次健康診断等給付に関する手続等

1、事務の所轄

二次健康診断等給付に関する事務は、所轄都道府県労働局長が行う。

2、給付の請求

二次健康診断等給付は、社会復帰事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所(健診給付病院等)において行われる。

二次健康診断等給付を受けようとするものは、請求書をその受けようとする健診給付病院等を経由して所轄都道府県労働局長へ提出しなければならない。

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受診した日から3ヶ月以内に行わなければならぬ(原則・天災その他やむ得ない理由がある時はこの限りでない)。

⑤事後処置

二次健康診断を受けた労働者から、二次健康診断を受けた日から3ヶ月以内に二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業主は、安衛法第66条の(4)及び安衛則第51条の2第2項の規定により、提出から2ヶ月以内に、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。また、聴取した医師の意見は健康診断個人票に記載しなければならない。

⑥その他(基発233号・平13.3.30)

(費用徴収)

不正受給者からの費用徴収(労災法第12条の3関係)。二次健康診断等給付における不正受給者からの費用徴収において徴収する徴収金の額は、保険給付を受けた者が受けた保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分に相当する額とする。

(第三者行為災害)

第三者の行為による事故(労災法第12条の4関係)。二次健康診断等給付については、労災法第12条の4に基づく第三者に対する損害賠償請求権の取得の問題は生じないものであること。

(時効)

時効(労災法第42条関係)。二次健康診断等を受ける権利は、労働者が一次健康診断の結果を了知し得る日の翌日から起算して2年で時効により消滅すること。

※ 次回は、労災保険法の「共通するルール」について報告します。